

[事案 2024-125] 解約返戻金支払請求

・令和7年4月3日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2024-126] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、正確な計算方法による解約返戻金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年6月に契約した組立型保険について、以下の理由により、正確な計算方法による解約返戻金を支払ってほしい。

- (1) 保険証券に掛け捨てという文言は記載されていない。
- (2) 保険証券記載の解約返戻金は低廉すぎる。
- (3) 保険会社から、掛け捨て、クーリング・オフ、解約返戻金について説明されていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成26年6月、申立人配偶者から、申立人の保障を検討したいとの申し出があったため、募集人が複数回訪問し申立人および申立人配偶者に説明した。申立人には他社契約があったため、意向を伺いながら、満期保険金を付加したプランと付加しないプランを提案し、何度も検討いただいた。
- (2) 本契約の申込手続時には、契約概要（設計書）、注意喚起情報を用いて説明のうえ交付し、募集用携帯端末の画面上で意向確認（保障内容、保障額、保障期間、保険料等の項目について、意向に沿ったものになっているかをチェックいただく）を実施し、保険契約の重要事項についても了知・同意した旨、チェックいただいたうえで申立人に署名をいただいた。
- (3) クーリング・オフ制度や解約返戻金も、契約概要（設計書）、注意喚起情報を用いて説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込の際の事情等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。